

「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」
素案構成について [概要版]

令和5年10月

世田谷区教育委員会

目次

1	ガイドラインの目指すところと現状	3
1-1	世田谷区のインクルーシブ教育が目指すところ	3
1-2	世田谷区の現状	3
1-3、1-4	当事者の声	3
2	インクルーシブ教育をめぐる動向	3
2-1	世界の動向	3
2-2	国・文部科学省の動向	3
2-3	東京都の動向	4
3	ガイドラインの位置付け	4
3-1	ガイドラインの位置付け	4
3-2	世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）における主な取組と課題	4
3-3	世田谷区教育振興基本計画における位置付け	5
4	インクルーシブ教育の基本方針	5
5	相談体制	5
5-1	就学相談の現状	5
5-2	児童生徒や保護者の意向を反映させる就学相談の進め方	5
5-3	就学・進学先において切れ目のない支援を円滑に行う相談体制	5
6	校内体制	6
6-1-1	校長	6

6-1-2	副校長	6
6-1-3	教務主任	6
6-1-4	生活指導主任	6
6-1-5	特別支援教育コーディネーター	6
6-1-6	教育相談主任	6
6-1-7	学級担任（通常学級）	6
6-1-8	学級担任（特別支援学級）	6
6-1-9	学年主任	6
6-1-10	養護教諭	6
6-1-11	通級指導教室担当教員	7
6-1-12	研究主任	7
6-1-13	関係教職員（教科担当・支援員等）	7
6-1-14	スクールカウンセラー	7
6-2	多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える校内支援体制	7
6-3	多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える支援人材の活用	7
7	一人ひとりに応じた支援・合理的配慮	7
8	新たな時代の学びに対応する教職員の資質・専門性の向上	7
9	参考	7

1 ガイドラインの目指すところと現状

1-1 世田谷区のインクルーシブ教育が目指すところ

(1) 世田谷区の「インクルーシブ教育」の定義

学校における教育活動や教育環境等は、ともするとマイノリティ性のある児童生徒が悩みを抱えやすい状況にあることを踏まえ、その解決を図りながら、多様性を尊重し全ての児童生徒が安心できる、共に学び、共に育つことである。

(2) 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは全ての児童生徒を対象とするが、特に障害、外国籍、LGBTQ+、宗教、ヤングケアラーについては理解を促進するための情報についても記載する。

(3) 本ガイドラインが目指すところ

世田谷区のインクルーシブ教育の実現に向けた、多様性を認め合い全ての児童生徒が安心して学べるよう改善するプロセスにおいて、幼稚園・小・中学校の教職員が園・学校をどのように変えていくか共通認識をもち、個々の教職員や学校が組織としてどのように取り組んでいくのか明らかにすることである。

1-2 世田谷区の現状

特別支援教育を受けている児童生徒は2,701人、外国籍等のマイノリティ性のある児童生徒は2,400人程度おり、合計で5,000人程度となり、全児童生徒の約10%に当たる。

1-3、1-4 当事者の声

児童生徒、保護者、小学校教員、中学校教員の当事者の声には、実態、困っていること、望んでいることなどがあり、本ガイドライン作成の上で参考となるものである。

2 インクルーシブ教育をめぐる動向

2-1 世界の動向

- (1) ユネスコ「インクルージョンのガイドライン」(平成17年)
- (2) ユネスコ等「国際セクシャリティ教育ガイダンス」(平成30年改訂)
- (3) 国連の権利委員会による障害者権利条約24条(インクルーシブ教育)に関する日本政府への勧告(令和4年)

2-2 国・文部科学省の動向

- (1) インクルーシブ教育システム「共生社会の形成に向けて」(平成24年)
- (2) 外国人児童生徒受け入れの手引き(平成31年改訂)
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やか対応等の実施について(平成27年)

- (4) 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律（令和5年）
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年）
- (6) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中教審答申）（令和3年）

2-3 東京都の動向

- (1) インクルーシブ教育調査（令和2年）
- (2) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第2次実施計画（令和4年）
- (3) 豊島区、日野市の「交流及び共同学習」に関する実践的研究（令和5年）
- (4) 日本語指導に関する資料（令和5年）

3 ガイドラインの位置付け

3-1 ガイドラインの位置付け

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第2次世田谷区教育ビジョン(調整計画)		世田谷区教育振興基本計画【5年】				
世田谷区特別支援教育推進計画(調整計画)						
		(仮称)せたがやインクルーシブ教育ガイドライン 不登校対応ガイドライン				
		(仮称)学校等における医療的ケア実施ガイドライン				
		世田谷区基本計画【前期4年】				
		(仮称)せたがやインクルージョンプラン【3年】				

3-2 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）における主な取組と課題

- (1) 主な取組み
 - 学校における支援体制の充実
 - 通常学級における人的支援実
 - 教員の資質・専門性の向上
 - 切れ目のない一貫した支援
 - 多様な学びの場や機会の充実
 - 障害理解教育の推進
- (2) 主な課題
 - 校内組織体制の改善
 - 就学前と就学後、進学時における円滑な情報共有と相談・支援体制の充実
 - 通常学級における支援人材の確保・質的担保

- ☑ 教員の資質・専門性の更なる向上

3-3 世田谷区教育振興基本計画における位置付け

- (1) 「インクルーシブ教育の推進」を計画における重点取り組みの一つに位置付け、誰一人取り残さずに、全ての子どもたちが共に学び共に育つことができるインクルーシブ教育を推進する。
- (2) インクルーシブ教育に関する教職員研修や普及啓発、学校における医療的ケアと相談・連携の充実、就学相談の充実に取り組む。

4 インクルーシブ教育の基本方針

学校で誰一人取り残されることなく、全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進するために、以下の3つを目標とする。

- (1) 子どもや保護者の意向を尊重した、切れ目のない相談体制の充実
- (2) 自分らしい学びを支える学校内外の支援体制の充実
- (3) 新たな時代の学びに対応する教職員の資質・専門性を向上させる。

子どもの視点、教職員の視点に立ったインクルーシブ教育の推進の成果指標を検討する。

5 相談体制

5-1 就学相談の現状

令和4年度に初就学・進学相談を受けた児童生徒は775人、令和5年度入学者の約7.6%にあたる。

5-2 児童生徒や保護者の意向を反映させる就学相談の進め方

5-3 就学・進学先において切れ目のない支援を円滑に行う相談体制

6 校内体制

6-1 多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える関係者の役割

校長	学校のインクルーシブ教育をけん引する
副校長	教職員の協力的な相談・支援体制を構築する
教務主任	教育計画を調整して教職員が連携しやすい体制を整備する
生活指導主任	教職員同士が相談し、協力し合える雰囲気醸成する
特別支援教育コーディネーター	校内の特別支援体制を充実し機能させる
教育相談主任	校内の教育相談体制を充実し機能させる
学級担任(通常学級)	一人ひとりの多様なあり方を認め合えるような学級をつくる
学級担任(特別支援学級)	子どもの特性や障がいの状況等に応じて適切な配慮のもとに指導する
学年主任	学年として、教職員・子ども・保護者とオープンな関係を築く
養護教諭	子どもが発するサイン等から教育的ニーズをキャッチして共有する
通級指導教室担当教員	子どもの特性や障がいの状況等に応じて通常学級との懸け橋となる
研究主任	多様な学びを大切にする授業に対する意識改革・専門性向上を図る
関係教職員(教科担当・支援員)	多様な視点で子どもの様子を把握し、教育的ニーズを共有する
スクールカウンセラー	専門性を生かして学校における教育相談機能をより一層充実させる

6-1-1 校長

6-1-2 副校長

6-1-3 教務主任

6-1-4 生活指導主任

6-1-5 特別支援教育コーディネーター

6-1-6 教育相談主任

6-1-7 学級担任(通常学級)

6-1-8 学級担任(特別支援学級)

6-1-9 学年主任

6-1-10 養護教諭

6-1-1 通級指導教室担当教員

6-1-2 研究主任

6-1-3 関係教職員（教科担当・支援員等）

6-1-4 スクールカウンセラー

6-2 多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える校内支援体制

6-3 多様性が尊重され、自分らしい学びを組織的に支える支援人材の活用

（1）支援員の種類と役割

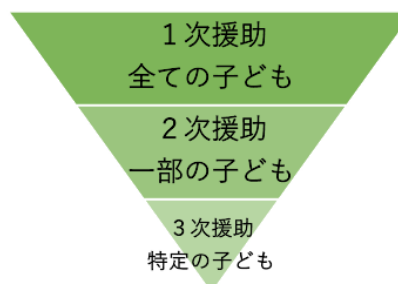
- ① 学校包括支援員
- ② 学校生活サポーター
- ③ 小1サポーター
- ④ 特別支援学級支援員

（2）支援人材の役割等に応じた活用方法

7 一人ひとりに応じた支援・合理的配慮

一人ひとりの状況や困っていることを把握し、学校内外での生活における支援や合理的配慮に組織で取り組む。詳細は好事例データベースに収載・蓄積するため、本章ではその概要について記載する。

- （1）身体障害
- （2）知的障害、発達障害
- （3）外国籍、帰国子女
- （4）LGBTQ+
- （5）宗教
- （6）ヤングケアラー



8 新たな時代の学びに対応する教職員の資質・専門性の向上

一人ひとりの特性に応じた支援・合理的な配慮ができる教職員を育成し、資質・専門性の向上を図る。

9 参考